

これで
安心!

緊急通報システムの設置を

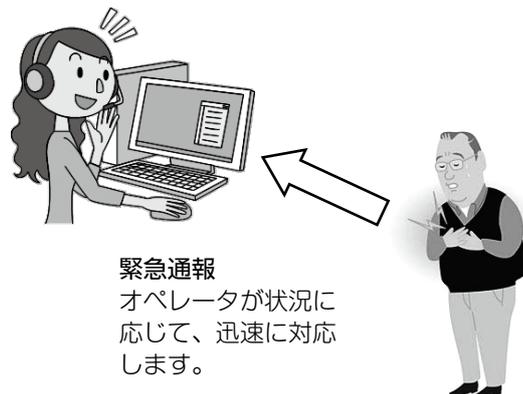
— オペレーターが24時間対応 —

市では、高齢者世帯または障がい者世帯に、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、生活不安の解消のために、緊急通報装置などを無料で貸与しています。

○対象者

要配慮高齢者および重度障がい者のみ世帯

- ※要配慮高齢者…日常生活における基本的な動作が困難で他の者の介助を要し、緊急時に適切な対応が困難と認められる高齢者
- ※重度障がい者…身体障害者手帳1級または2級の人
療育手帳Aの人
精神障害者保健福祉手帳1級の人



○利用料金

無 料

- ※緊急通報の際に電話の通話料金がかかります（相談ボタンによる通話は無料）
- ※故障や紛失した場合に、修理などの費用が発生する場合があります

設置する機器	内 容
緊急通報装置 (電話機の横に設置) 	○緊急ボタンを押すとコールセンターにつながり、状況に応じて消防署や家族、近隣協力員に連絡します。 ○相談ボタンを押すとコールセンターにつながり、看護師に医療相談などをすることができます。
ペンダント型装置 	家の中で持ち運び可能な緊急通報装置です。 防水機能付きなので、お風呂でも使用できます。
安否センサー・外出センサー (居間や寝室、玄関などに設置)	赤外線センサーで、利用者の動きや外出状況を確認し、病気やケガなどで一定時間動けなくなっていた場合には、コールセンターに自動で通報します。
火災警報器 (寝室など1箇所に設置)	火災警報器が煙を感知すると、コールセンターに自動通報し、状況に応じて消防署に連絡します。

●申し込み・問い合わせ

- 介護高齢課高齢福祉係 (☎75-8935 直通)
- 荒川支所地域振興課地域福祉室 (☎62-3104 直通)
- 神林支所地域振興課地域福祉室 (☎66-6113 直通)
- 朝日支所地域振興課地域福祉室 (☎72-6887 直通)
- 山北支所地域振興課地域福祉室 (☎77-3113 直通)